

補助金活用で経営革新

第2回 公的支援の種類

1. 中小企業施策利用ガイドブック

公的支援の種類は、前回述べたとおり、補助金だけで中小企業庁でおよそ200種類あり、多岐に渡ります。また、経営環境の変化に対応して、新たな支援制度が生まれ、さらに、今までの制度が衣替えして継続再登場します。

従って、支援制度を全て理解することは難しく、比較的良好に活用されているものを提案できる程度に理解しておくことが必要です。さらに、経営課題となるテーマについてどのような支援制度があるのかを概要把握しておくことが必要です。

補助金のガイドブックとしては、年度ごとに中小企業庁より「中小企業施策利用ガイドブック」が発行され、中小企業庁長官官房広報相談室（電話：03-3501-1709）で無料で徴求できます。また、各県の経済産業局、都道府県等中小企業支援センターなどに問い合わせれば入手方法がわかります。

そして、補助金の窓口も様々ですので、窓口をしっかりと把握して、事前に相談しておくことが必要です。例えば、持続化補助金の窓口は商工会議所・商工会です。

2. 公的支援の基本内容

公的支援の内容は中小企業庁の場合、年度の施策に基づいておおむね以下の形態となっています。

形態	内容
補助金	公的支援の中心となるもので、およそ200種類ある。 時代を反映した補助金が新設され、利用度が高まっている。 コロナ禍前は事業承継、コロナ禍に入って持続化補助金コロナ特別枠の新設。コロナ禍対応の事業モデルの転換などの事業再構築補助金等新設された。
経営相談	中小企業基盤整備機構・中小企業支援センターなどの外郭団体などに相談窓口がある。
専門家派遣	新設された「中小企業119」により、経営改善について深い知見を持つ専門家と中小企業者の橋渡しを行い、中小企業・小規模事業者の新たなビジネス創造や経営改革等をサポートする。
研修	事業承継、新規開業、中小企業大学校など様々な研修が行われている。

融資	一般金融機関では扱いづらい様々な融資制度や保証制度がある。 公的金融機関や保証協会が窓口となることが大半。 コロナ禍対応として日本政策金融公庫等による資金繰り支援（実質無利子・無担保・既往債務借換）1兆442億円がその例である。
ファンド	起業支援、地域中小企業応援、中小企業再生などのファンドがある。
税制	少額減価償却資産の特例、交際費等の損金算入の特例など様々な特例がある。